

陳情書の取扱いについて

(平成 元年 3月 10日	議会運営委員会決定)
(平成 2年 9月 14日	議会運営委員会決定)
(平成 8年 5月 29日	議会運営委員会決定)
(平成 16年 3月 3日	議会運営委員会決定)
(平成 17年 5月 19日	議会運営委員会決定)
(平成 25年 3月 5日	議会運営委員会決定)
(平成 29年 3月 24日	議会運営委員会決定)
(令和 2年 2月 7日	議会運営委員会決定)

1 基本的な考え方

請願の権利については、憲法第16条において、これを保障しており、地方自治法第124条、125条において請願の具体的取扱いを規定している。

しかしながら、陳情については、平成24年の地方自治法改正により「陳情」の文言は「請願等」に改められている。大田区議会会議規則第97条に「その内容が請願に適合するものは請願書の例により処理するものとする。ただし、議長において会議に付す必要がないと認めるものについては、この限りでない。」と規定されている。

したがって、陳情とは一定の事項について適当な措置を要望する事実上の行為であって、請願と同様に処理すべきとする法律上の義務はないものである。

過去、大田区議会における陳情については、基本的に、請願と同様の取扱いをしてきたが、昨今、大田区議会に付される陳情には、その形式的要件を具備していないものや議会の審査になじまないとと思われるものなどがあり、議会運営に少なからず影響を及ぼしている。

そこで、この現状を鑑み、陳情については、従来からの大田区議会の取扱いを尊重しつつ、陳情制度の主旨を阻害しない範囲で審査除外基準を定めるものである。

2 審査除外基準

- (1) 著しく個人、団体等を誹謗、中傷をし、その個人、団体等の名誉棄損、信用失墜のおそれがあると判断した陳情。
- (2) 脅迫、恐喝等、公序良俗に反する用語の使用がある陳情。
- (3) 郵送分の陳情。
- (4) 住所・連絡先が不十分で連絡のとれない陳情。
- (5) 同一期内で概ね一年を経過していない同趣旨の陳情で、状況の変化がないと認められるもの。
- (6) マンション紛争等私人間で解決すべき内容を含む陳情。
- (7) 既に願意が達成されていると思われる陳情。
- (8) その他議会の審査になじまないと議長が判断した陳情。

ただし、(1)(2)については、既に公表された事実、社会的に周知された事実等については除くものとする。

また、(5)については、すでに審査結果が出ており、同一期内で概ね一年を経過していない請願と同趣旨の場合も、同様に扱う。

3 事務処理内容

(1) 事務局職員は、陳情受付窓口において、除外基準に該当すると思われる陳情についても、他の請願・陳情と同様に受理するものとする。

(2) 2-(1)(2)については、陳情受付窓口において、形式審査の際、その内容、文言等が記載されている場合、事務局職員が陳情者に事情を説明し、訂正、削除等を求めるものとする。

(3) 議長は、除外基準に該当すると判断した陳情について、「請願と同様に扱わない」とするときは、議会運営委員会の承認を得て、議会の審査に付さないものとする。

(4) (3)の場合において議長は、陳情者に対し、審査に付さない旨を通知する。

(5) (3)の場合において議長は、議員又は関係部局に対し、議会運営委員会において陳情書の写しを送付する必要があると認める場合に限り、これを送付する。

4 付則

この取扱いは、決定後直ちに適用する。